町長

時津町指令７時住第７５４号
令和８年３月３１日

許　可　証

住所　長崎市上戸石町２０７７番地１
氏名　有限会社環境産業
　　取締役　石橋　雅彦

令和８年３月２３日付で申請のあった一般廃棄物処理業については、時津町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第１８条第３項の規定により、下記のとおり許可する。

時津町長　山上　広信　時津町長

記

１　許可番号
　時津一廃許第６１号
２　一般廃棄物の種類
　事業系一般廃棄物
３　収集、運搬及び処分の区別
　収　集、運　搬
４　許可期限
　令和８年４月１日～令和１０年３月３１日
５　許可条件
　クリーンパーク長与又は時津クリーンセンターに搬入する場合は、時津町のごみ分別方法に従い、クリーンパーク長与又は時津クリーンセンターの指示に従うこと。
　なお、搬入時の処理手数料については、長与・時津環境施設組合手数料条例に規定してある額を納入すること。
　毎月の実績を報告書により翌月の１０日までに提出すること。